

2018年10月施術分から制度改正により療養費
(あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう) の医師の再同意方法が変わります

日頃は、当組合の事業運営にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

2018年10月施術分から、療養費(あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう)の制度改正があります。

療養費申請の流れ(手順)に変更はありませんが、**医師の再同意方法**が変更となります。

下表の内容をご確認いただき、お間違いなく申請いただきますようお願いいたします。

医師の再同意の取り扱い

		変更前	変更後 (10月施術分～)	
再同意の方法	口頭での同意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	医師の診察を受けない口頭・電話のみの同意は再同意とはみなしません。
	電話での同意	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	書面での同意	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	医師の診察を受け（注1）、書面による再同意（注2）が必要です。
再同意の有効期間		3ヶ月	6ヶ月	

保険局医療課長通知 保医発0620第1号による制度改正

(注1) 医師の診察を受けた場合、医療費として初診料、再診料がかかります。

(注2) 同意書の交付を受けた場合、医療費として療養費同意書交付料

(1,000円/健保700円・本人300円)がかかります。